

(令和2年度)第3回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和2年10月12日(月)10時00分～12時00分
- 2 場 所 WEB会議にて開催
- 3 出席者 林座長、石田委員、小畑委員、神山委員、齊藤委員、坂巻委員、
宍戸委員、曾根委員、平井委員、湊委員、山内委員、
地方税共同機構小笠原システム部長、横浜市山本課税担当係長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税の現年課税化
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 議題「個人住民税の現年課税化」に関して、総務省から説明が行われ、地方税共同機構小笠原システム部長から地方税共通納税システムの概要及び利用状況について、小畑委員から個人住民税の現年課税化に係る企業の事務負担について発表が行われた後、意見交換が行われた。

(以下、「個人住民税の現年課税化」に関する主な意見等)

- 所得税の年末調整の電子化で導入されるソフトウェアの入力支援機能を充実させることで個人住民税の年末調整を同時に行うことが可能となり、マイナンバーの利用率にもよるが、企業負担も一定程度は軽減可能になるのではないかと。
- 各源泉徴収義務者が1月1日現在の住所を把握することは不可能とは言えないので、従業員の利用や年末調整の電子化による全体の事務軽減の程度等を比較考量して議論できると良い。
- 市町村における還付事務において、還付先の口座を把握することは重要であり、金融機関側のシステムから突合出来ている正確な本人口座情報が提供されると、大幅に事務負担は軽減され、納税者の利便性は向上する。
- 現年課税化後も個人住民税の確定時期が5月から6月辺りとすると、各種社会保障制度への影響はあまりないと考えられるが、超過課税や減税を実施してい

る地方団体においては、追徴・還付がほぼ漏れなく発生することとなり、課税事務そのもののスケジュールに影響が出る可能性がある。

- 個人住民税においても、所得税のいわゆる年調ソフトを使用した年末調整を参考に、eLTAXのシステム改修により特別徴収義務者の事務負担を軽減し、年末調整を行うことが良い。
- 還付・徴収事務はマイナンバーに紐付けられた個人口座で行うのが良い。
- 課税データを活用している各種制度への影響については、賦課課税方式にせよ申告納税方式にせよ、マイナンバー制度の普及と活用によって対応可能である。
- デジタル化によって事務負担の課題を解決していく方向は理解できるが、企業や自治体のコストや手間を考えると、少しずつ現年課税化に移行していくとコストが掛かるので、ある時点で一気に移行することが考えられる。
- 個人住民税の現年課税化によって、企業が実質的に徴税の代わりをほとんど全てすることになり、今まで以上に課税の事務負担を企業に依存することとなる。働き方の多様化が進む中で収入源が複数ある人もたちも出てきており、電子化でどこまで簡単になるのだろうか。
- 現年課税化の検討において、地方税共通納税システムが動き出したことは大きなステップであり、地方税共通納税システムで出来ること・出来ないことを把握することが直近の課題である。
- 企業におけるアンケートは、住所地の把握が容易になった場合を前提としたものだが、こうした仮定においても懸念が出ている。住所地の把握など現実の下で運用されると難しいと思うので、少し慎重に検討していく必要がある。
- 現年課税化の検討においても、公平性がキーワードであり、現年課税化への切り替えに必要なのは電子化である。働き方の多様化によって、転職する方、収入を複数持つ方も多く、電子化やマイナンバーの紐付けがより重要となる。
- 現年課税化への切り替えにおける負担を誰が負うのかが焦点になる。納税義務者の負担は増えるが、確定申告をすることは納税意識を高めるところにおいては重要なのではないか。

- 地方税共通納税システムの発展によって現年課税化が現実的になっており、事務負担の軽減についての詳細な検討が加えられてきたことによって、所得税方式についての現実性が増している。
- 個人住民税について所得税方式を採用した場合、個人住民税の課税は申告納税方式・賦課課税方式のどちらか、企業は特別徴収義務者・源泉徴収義務者のどちらか、納税義務の範囲、賦課課税方式のままで税額が確定していない状態で年末調整することをどのように捉えるのか、といったところについて、今後整理が必要である。
- 税制の中立性、どんな働き方にも対応できる税制にするということを考えると、個人住民税の現年課税化は避けて通れないと考えられる。
- 短期的には事務負担が大きくなるが、長期的には、いかなる給与の変動にも対応できる税制を目指すということを国民的議論としていく必要がある。
- 課税の公平性の観点から現年課税化すべきである。
- 生命保険料の支払額は年末までの見込みであるため、その後に解約等があれば年末調整の再調整が必要となる。また、扶養が外れることにより扶養控除や配偶者控除が変わることもある。このように、年末調整で一時的に税額を確定させることは難しいのではないか。海外には年始調整を行っている国もある。
- 年末調整の電子化が進んでも全てのことが早くなる訳ではなく、例えば、マイナポータルへ医療費関係データが入力される時期は2月中旬である。もともとタイトな申告期間に、さらに色々なことをやるのは難しいので全体的にスケジュールを後ろ倒しすべきではないか。
- 所得税の年末調整の仕組みは源泉徴収義務者に過度な負担を強いており、この仕組みを簡素化することが必要ではないか。
- 電子化などによる事務負担の軽減は見込まれるものの、企業におけるシステム改修やマイナンバーの管理コストが生じ、個人住民税の年末調整作業により事務負担が増加することが懸念される。また、副業やふるさと納税により自ら確定申告する者も増加しており、企業がそれらを把握することは困難である。
- 毎年の消費税の影響調査では、ほとんどの中小企業の経理事務は1人、売り上

げ1億円超の企業も半分は1人という状況であった。こうした中で、デジタル化の重要性も理解するが、事務負担の増加を懸念する声も聞かれた。

- 事業者、行政ともに新たな事務負担というものをどう考えていくのか、社会コストをどう考えるのかということと、現年課税化が社会全体の効率化にどれだけ意義があるのかということと、ほかの仕組みとの整合性や効率化を踏まえて検討していくべき。
- 企業の給与システムの改修は移行における問題であるが、システム改修のコストが掛かっても、別の面で事務が簡素化・効率化されることによるメリットがあれば企業として特段不満はない。一方で、年末調整による事務負担の増加については移行における問題ではなく、完全に自動化されない限り、計算結果の検証など、事務負担は相当かさむことになる。
- マイナンバーとの連携が不可欠であると考えているが、現状ではマイナポータルの開設は増えていない。データと紙の混在によって負担が増えないように、やるなら徹底的に電子化する必要がある。
- 企業が地方税共通納税システムを通じて各市町村へ振り分けて納税する際に、将来的には、マイナンバーを活用することにより各従業員の1月1日住所地を把握し、まとめて納税することも考えられるのではないか。
- 企業が現年課税化に伴ったすべてを負担することは難しいと考えると、納税義務者に個人住民税の確定申告を行っていただくことも考えられる。
- マイナンバーと個人の口座が紐付けば、自治体と納税義務者の間で調整がスムーズに行くのではないか。

(以上)